

| 議案番号 | 件名 |
|----------|---|
| 提案課名 | 内容 |
| 議案第 36 号 | 三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 公園みどり課 | <p>【関係法令】 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)</p> <p>【趣 旨】 都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園の運動施設率を参酌すべき基準をもとに条例で定めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】 公園施設に関する制限等の規定を追加 都市公園法施行令において、都市公園の運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積に対する割合(運動施設率)の 100 分の 50 を超えてはならないとしてきたが、同令の一部改正により、100 分の 50 を参酌して地方公共団体の条例で定めることとしたため、当該条例の一部を次のとおり改正する。 「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 を超えてはならない。」</p> <p>【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日</p> |